

令和4・5・6年度

物品又は役務の調達等に係る入札及び 見積参加資格審査申請の手引き

和歌山市

【問い合わせ先】

和歌山市 財政局 財政部 調達課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

電話 073-435-1033（土日祝日・年末年始を除く）

FAX 073-435-1259

E-mail chotatsu@city.wakayama.lg.jp

I 入札（見積）参加資格審査申請について

和歌山市（和歌山市企業局を含む。以下同じ。）が発注する物品又は役務の調達等に係る入札及び見積りに参加することを希望する方は、次の要領で申請してください。

1 資格要件

入札（見積りを含む。以下同じ。）に参加するには、次の（１）から（５）までの全ての要件を満たしていることが必要です。

（１）次に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

（２）審査基準日（別紙参照）において、同種の業務を営んでいる期間が２年以上あること。

（３）国税及び和歌山市税について未納の税額がないこと。

（４）許可等を必要とする業務に係る入札・見積りについては、当該許可等を受けている者であること。

（５）「和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

2 申請書の提出方法等

（１）受付期間 令和７年１月１６日から令和７年５月１５日まで（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く。）

（２）受付時間 午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後４時まで

（３）提出方法 持参又は郵送

○持参受付場所

和歌山市七番丁２３番地 和歌山市役所本庁舎５階 調達課

○郵送先

〒６４０－８５１１

和歌山市七番丁２３番地

和歌山市役所財政局財政部調達課宛

（４）提出方法

ア 「入札（見積）参加資格審査申請書」の２部の内１部及び結果通知書返信用長形３号封筒（４６０円切手貼付）を除き、受付調書記載順に『A４－S型の紙製フラットファイル』につづって提出してください。また当該ファイルの表紙及び背表紙に申請者名を記入してください。

イ 郵送で提出される場合は、上記と別に受領書返信用として長形３号の返信用封筒に宛先を記入し、１１０円分の切手を貼り、同封してください。

ウ **持参**又は**郵送**（受付期間内に到着したものに限り。）

（ア）記入内容に不備があり、又は必要な添付書類が欠けている申請書は、受け付けません。

（イ）A4-S型の紙製フラットファイルにつづっていない申請書は、受け付けません。

（ウ）郵便物の未到着等のトラブル防止のため、郵送により提出される場合は書留郵便など発送と受領が記録される方法により提出されることをお勧めします。なお、未到着等のトラブルにつきましては、当市において一切責任を負いませんのでご了承ください。

3 入札参加資格の有効期間

別紙参照

4 登録業者の義務

（1）入札参加資格者には、**入札（見積）参加資格審査結果通知書において指定する期間内**に納税証明書を提出していただきます。

（2）上記（1）に掲げる提出期間内に納税証明書の提出がないときは、当該期間末日の翌日から納税証明書が提出されるまでの間に行う入札及び見積りに参加できません。

Ⅱ 入札（見積）参加資格審査申請に必要な書類

必要書類は下記のとおりです。各1部提出してください。

ただし、入札（見積）参加資格審査申請書のみ2部提出してください。

提出書類	法	個	説明	備考
	人	人		
入札参加資格審査申請書受付調書	◎		提出書類を確認するための調書。 法人の場合、法人番号を忘れず記載してください。	
入札（見積）参加資格審査申請書	◎		当該申請書2枚を 2部 作成してください。	
物品調書		○	和歌山市と取引を希望する物品等がある場合、登録を希望する業種に応じて提出。 1104・・・電力を希望される事業者は、電気事業法第2条の2の規定による小売電気事業の登録を証する書類及び供給約款を併せて提出。	※小売電気事業登録を証する書類及び供給約款は写しを添付
印刷業者調書		○	物品調書の品種・業種コード 0101・・・活版印刷 0102・・・タイプ・タイプオフセット印刷 0103・・・オフセット印刷 （ポスター・リーフレット） 0104・・・フォーム印刷 0105・・・コピーサービス 0106・・・法令印刷 0107・・・地図印刷 0108・・・シール印刷 0199・・・その他 上記を希望される方は物品調書と併せて提出。	
工業薬品取扱業者調書		○	物品調書の品種・業種コード 1304・・・工業薬品 上記を希望される方は物品調書と併せて提出。	※代理店証明 ・特約店証明 （は 原本 を添付）
燃料等販売業者調書		○	物品調書の品種・業種コード 1101・・・ガソリン・軽油・灯油・重油 1102・・・LPガス 上記を希望される方は物品調書と併せて提出。	
自動車販売業者調書		○	物品調書の品種・業種コード 1001・・・自動車（販売） 1002・・・貨物自動車（販売） 1003・・・塵芥自動車（販売） 1004・・・消防車両（販売） 1005・・・その他の特殊車（販売） 1006・・・車両機装 上記を希望される方は物品調書と併せて提出。	
自動車修理業者調書		○	物品調書の品種・業種コード 1007・・・車両修理 上記を希望される方は物品調書と併せて提出。	
業務委託調書		○	和歌山市と取引を希望する役務がある場合、登録を希望する業種に応じて提出。 当該申請書4枚を作成してください。 ※許認可等書類の写しの提出を忘れないでください。	
印鑑証明書	◎		法務局が発行するもの。 ※3か月以内に発行されたもの。（申請日時点）	原本又は写し
印鑑登録証明書		◎	市町村が発行するもの。 ※3か月以内に発行されたもの。（申請日時点）	原本又は写し

履歴事項全部証明書	◎	法務局が発行するもの。 ※3か月以内に発行されたもの。(申請日時点) ※「現在事項全部証明書」ではありません。	原本又は写し
財務諸表	◎	貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書 ※2か年分必要です。	写し
所得税等確定申告書	◎	確定申告書及び所得税青色申告決算書又は収支内訳書 ※2か年分必要です。 ※書面申告の場合、受付印の押印があるものに限る。 ※電子申告の場合、申告データ送信後、メッセージボックスに格納される「受信通知」とともに提出してください。	写し
法人番号確認書類	◎	法人番号通知書の写し又は国税庁「法人番号公表サイト」の画面を印刷したもの。 ※履歴事項全部証明書では代用できません。	写し
法人納税証明書(国税)	◎	税務署が発行するもの。納税証明書(その3の3) ※3か月以内に発行されたもの。(申請日時点)	原本又は写し
個人納税証明書(国税)	◎	税務署が発行するもの。納税証明書(その3の2) ※3か月以内に発行されたもの。(申請日時点)	原本又は写し
和歌山市税完納証明書	○	和歌山市税が課税されている場合のみ必要。 和歌山市が発行するもの。納税(完納)証明書 ※3か月以内に発行されたもの。(申請日時点)	原本又は写し
役員等調書及び照会承諾書	◎	役員等について記入し、提出してください。 【法人】履歴事項全部証明書に記載されている役員(代表者、監査役等を含む。)全員及び受任者(受任営業所を設定する場合)について記入してください。 【個人】代表者について記入してください。	
営業所実態調書	○	和歌山市内に本店等又は支店等を有している場合のみ必要。 ※写真はカラーで貼り付けてください。	
返信用封筒	◎	長形3号の封筒に宛先を記入し、 460円の切手 を貼ったもの。 ※簡易書留で審査結果を送付しますので、必ず長形3号の封筒を使用してください。	

- ◎は必ず提出しなければならない書類です。
- は該当する場合に提出する書類です。
ただし、物品調書又は業務委託調書のいずれか必ず提出してください。
- 納期末到来のため未納の税額が表示されている納税証明書は特に注意してください。
申請日時点で納期が到来している場合は、未納額のない納税証明書が必要です。
- 和歌山市内に所在する支店等を有し、和歌山市の「納税(完納)証明書」が発行されない場合は、和歌山市長に対し届出を行った「法人設立・事務所等設置申告書」の写しを提出してください。
- 審査基準日から2年前までの間で、吸収合併、会社分割等が行われている場合は、別途書類を提出して頂く場合がありますので、当該事項に該当する場合は、お問い合わせください。

Ⅲ 入札（見積）参加資格審査申請書等の記載要領

1 留意事項

- (1) 資格審査申請書等提出書類に虚偽の記載等をした場合は、資格を有すると認められないことがあります。
- (2) 資格審査申請書他すべての提出書類は、全て代表者名（法人にあっては代表権を有する代表取締役、個人にあっては代表者）で申請してください。
- (3) 「商号又は名称」は個人営業で屋号等があれば屋号等を記載してください。
- (4) 黒色のペン、ボールペン等を使用し、楷書で、丁寧に記入又はWord様式に入力してください。
- (5) 印鑑及びゴム印は、鮮明に押印してください。
- (6) 入札（見積）参加資格審査申請書は、和歌山市と取引する際の基本資料となります。指定事項は漏らさず記入してください。

2 各様式の記載要領

○物品・業務委託関係入札参加資格審査申請書受付調書

- (1) 申請者
商号又は名称を記入してください。
- (2) 法人番号
法人の方のみ13桁の法人番号を記入してください。

○入札（見積）参加資格審査申請書

1 ページ

- (1) 継続・新規
令和4年9月30日まで有効な登録をされている方は、「継続」を○で囲み、それ以外の方は、「新規」を○で囲んでください。
- (2) 申請者
 - ア 本店等所在地
【法人】登記上の所在地と郵便番号を記載してください。
【個人】住民票上の住所と郵便番号を記載してください。
※実際に営業している場所が所在地等と異なる場合は実際に営業している住所を記載し、申請書欄外（申請書1枚目の（1）継続・新規の右側）に登記上又は住民票上の住所も記載すること。
 - イ 商号又は名称
【法人】登記上の商号を記載してください。
【個人】使用している名称（屋号）を記載してください。
 - ウ 代表者役職・代表者氏名

代表者の役職名及び氏名を記載してください。

エ 実印

【法人】登記所登録の実印を押印してください。

【個人】住所地市町村登録の実印を押印してください。

オ 電話番号・FAX番号・電子メール

電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載してください。

※契約の権限を代理人へ委任される場合は、受任営業所欄に記載の連絡先に通知等を送付します。

カ 代理人への委任

「委任事項」について代理人へ委任する場合、「□有」に✓してください。

「委任事項」中に委任を行わない項目がある場合は、当該項目を二重線で抹消し、当該箇所の実印を押印してください。

(3) 受任者

ア 申請者が支店長等（支店等の代表者をいいます。以下同じ。）に取引（和歌山市又は和歌山市公営企業との入札、見積り、契約等をいいます。以下同じ。）に関する委任をする場合に記載してください。

イ 受任者（申請者から取引に関する委任を受けた者をいいます。以下同じ。）の属する営業所等の所在地、名称、受任者役職、受任者氏名、電話番号及びFAX番号並びにメールアドレスを記載してください。

ウ 受任営業所は、職員が配置され、和歌山市又は和歌山市公営企業が連絡をとることができるものでなければなりません。また、和歌山市内の支店等を受任者に設定する場合は、「和歌山市調達契約に係る市内業者及び準市内業者の認定に関する要綱第3条」に掲げる認定要件を満たす必要があります。

※「和歌山市調達契約に係る市内業者及び準市内業者の認定に関する要綱」は和歌山市ホームページID1009773参照

エ 和歌山市内の支店等を受任者に設定する場合は、和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」の届出がなされていることが必要です。（申請者が法人の場合に限る。）

オ 申請者と受任者が同一人物の場合、契約等の権限があいまいになるため、原則として同一人物への委任はできません。

(4) 使用印鑑

ア 届出者は、支店長等に取引に関する委任をしない場合にあっては代表者、支店長等に取引に関する委任をする場合にあっては当該支店長等になります。

イ 枠内に、届出者が和歌山市との取引にあたって使用する印鑑を鮮明に押印してください。

2ページ

(5) 和歌山市内の営業所等

ア 和歌山市内に営業所等を設置しているが受任の設定をしない場合のみ記載してください。

イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出がなされていることが必要です。（申請者が法人の場合に限る。）

ウ 「和歌山市調達契約等に係る市内業者及び準市内業者の認定に関する要綱第3条」に掲

げる認定要件を満たす必要があります。

(6) 経営事項

ア 営業開始

創業開始年月を記載してください。

イ 法人設立【法人のみ】

履歴事項全部証明書の法人設立年月を記載してください。

ウ 営業年数

営業開始年月を起算月とした審査基準日（別紙参照）までの営業年数を記載してください。

エ 資本金額【法人のみ】

履歴事項全部証明書の資本金を記載してください。

オ 従業員数

審査基準日（別紙参照）現在における実数を記載してください。ただし、アルバイト、パートタイマー等は除きます。

(7) 提出調書

ア 提出する調書に応じ、その欄に✓してください。

イ 複数の調書を提出する場合には、該当する欄の全てに✓してください。

(8) 営業区分

主たる事業が属する業種を1つ選択し、✓してください。

●企業の属する業種は、その企業が主として営む事業により選択してください。

2種類以上の事業を兼営している企業の業種については、その企業の実態を従業員数の配分、営業規模、営業収益の割合等から総合的に判断し選択してください。

(9) 和歌山市税課税状況

【和歌山市税課税あり】「課税あり」に✓し、該当する和歌山市税の税目全てに✓してください。

別紙

申 請 期 間		有 効 期 間		審 査 基 準 日	状 況
①	定期申請の受付終了日の翌日から 令和5年1月15日まで	令和5年2月1日から 令和7年9月30日まで	(2年8か月)	令和4年8月1日	終了
②	上記①に係る申請の受付終了日の翌日から 令和5年5月15日まで	令和5年6月1日から 令和7年9月30日まで	(2年4か月)	令和4年12月1日	終了
③	上記②に係る申請の受付終了日の翌日から 令和5年9月15日まで	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで	(2年)	令和5年4月1日	終了
④	上記③に係る申請の受付終了日の翌日から 令和6年1月15日まで	令和6年2月1日から 令和7年9月30日まで	(1年8か月)	令和5年8月1日	終了
⑤	上記④に係る申請の受付終了日の翌日から 令和6年5月15日まで	令和6年6月1日から 令和7年9月30日まで	(1年4か月)	令和5年12月1日	終了
⑥	上記⑤に係る申請の受付終了日の翌日から 令和6年9月15日まで	令和6年10月1日から 令和7年9月30日まで	(1年)	令和6年4月1日	終了
⑦	上記⑥に係る申請の受付終了日の翌日から 令和7年1月15日まで	令和7年2月1日から 令和7年9月30日まで	(8か月)	令和6年8月1日	終了
⑧	上記⑦に係る申請の受付終了日の翌日から 令和7年5月15日まで	令和7年6月1日から 令和7年9月30日まで	(4か月)	令和6年12月1日	受付中

※1月15日、5月15日及び9月15日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日までとします。

※受付終了日の翌日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日からとします。